

○大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会共催等承認基準

1 趣旨

この基準は、団体が実施する行事その他の事業（以下「事業等」という。）に対して大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会（以下「協議会」という。）が共催し、又は後援するに当たり、中立性、公平性及び公正性を確保するため、その基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 協議会の運営の推進に大きく資する事業等で、かつ、団体から協議会と共同で実施することの申出があった事業等に対して、協議会が事業等の企画又は運営にかかわり、共同主催者として責任の一端を担うことをいう。
- (2) 後援 事業等に対して、協議会が経費の負担をせず、後援名義の使用を承認することをいう。

3 対象団体

共催又は後援（以下「共催等」という。）の承認を受けようとする団体は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 前号に該当しないもので次に掲げる要件を満たすもの。
 - ア 設立の目的が公益に反しないこと。
 - イ 政治団体でないこと。
 - ウ 堅実な活動実績を有すること等により、共催等の対象となる事業等（以下「対象事業等」という。）の遂行能力があると認められること。
 - エ 役員その他の責任者が明らかであること。

4 対象事業等

対象事業等は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 公益に反しないこと。
- (2) 原則として、主たる会場が鎌倉市の区域又はこれに隣接する区域であること。ただし、協議会の施策の推進上特に有益であると認められるものはこの限りではない。
- (3) 協議会の大河ドラマ事業の推進に寄与するものであること。

- (4) 会員の勧誘を目的としていないこと。
- (5) 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。
- (6) 特定の政治的又は宗教的な活動と関わりがないこと。又、世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的とし、協議会の中立性を損なう恐れがないこと。
- (7) 協議会の運営に関する方針に反する事業でないこと。
- (8) 環境に配慮した事業であること。
- (9) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等について必要な対策が講じられていること。
- (10) 必要な官公署への届出等の手続がとられていること。
- (11) 参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が事業の規模と内容に応じて適正かつ明確であること。

5 申請

共催等の承認申請をしようとする団体の代表者は、申請書に次に掲げる関係書類を添付して、共催にあつては事業開始の60日前までに、後援にあつては事業開始の30日前までに協議会会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要ないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 定款、規約、会則等
- (2) 役員名簿
- (3) 事業等計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 活動実績書
- (6) その他会長が必要と認める書類

6 承認

- (1) 会長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、承認の可否について別に定める決定通知書により、通知するものとする。
- (2) 会長は、前号の決定を行うに当たっては、対象事業等の実施に対して、必要な条件を付することができる。
- (3) 共催の承認を受けた事業等については、申請団体と協議会の負担する範囲に関する協定書を当該事業等の実施までに別に作成しなければならない。

7 遵守事項

前項の規定により承認の決定を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 解散し、合併し、若しくは名称を変更し、又は対象事業等を中止したときは、直ちに会長に届け出ること。
- (2) 対象事業等の内容を変更するときは、速やかに会長に届け出て、その承認を得ること。
- (3) 対象事業等が終了したときは、速やかに別に定める結果報告書及び収支決算書を会長に提出すること。ただし、会長が特に必要ないと認めたときはこの限りでない。

8 承認の取消し

会長は、共催等の承認の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の決定を取り消すことができる。

- (1) 解散したとき。
- (2) 対象事業等を中止したとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。又、正当な理由なく申請内容と異なる事業を実施したとき。
- (4) この基準に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は法令及び遵守事項に反したとき。
- (5) 対象事業等の運営に際し、協議会の不名誉となる行為が認められたとき。

2 取消しの効力は、決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、当該団体その他関係者に損害が生じても協議会はその責めを一切負わない。

3 取消しに係る団体に対しては、原則として共催等の承認を行わないものとする。

4 会長は、第1項の規定により決定を取消した場合は、取消通知書を申請者に送付する。

9 適用除外

この基準は、協議会が主催する事業等には適用しない。

10 その他の事項

この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和3年8月3日から施行する。